附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（第一条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用し、平成二十五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成二十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成二十六年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

（第二条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用する。

（第三条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

（第四条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改める。

（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第八条　経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の三　外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3　外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

（地方公共団体金融機構法の一部改正）

第九条　地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条第四項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「第三十三条の五の七第二項」を「第三十三条の五の七第二項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「第三十三条の八第一項」を「第三十三条の五の七第二項」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第一条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条―第三条」に、「第二章　奄美群島振興開発計画等（第二条―第六条の十三）」を

「第二章　奄美群島振興開発計画等（第二条―第六条）
第一節　基本方針（第四条）
第二節　振興開発計画（第四条）
第三節　交付金事業計画及びこれに基づく措置（第五条―第七条）
第四節　産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第八条―第十条）
第五節　振興開発のためのその他の特別措置（第十一条―第三十八条）」

に、「第七条・第八条」を「第三十九条―第四十一条」に、「第九条―第十三条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第十四条―第十六条」を「第四十七条―第四十九条」に、「第十七条―第二十一条」を「第五十条―第五十四条」に、「第二十二条―第二十六条」を「第五十五条―第五十八条」に、「第二十七条」を「第五十九条・第六十条」に、「第二十八条・第二十九条」を「第六十一条―第六十六条」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに」に、「自立的発展並びに」を「自立的発展」に、「に資する」を「並びに奄美群島における定住の促進を図る」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同項第十三号中「人材の」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。